

後期高齢者医療制度に関するお知らせ

国保年金課医療福祉係 (☎826-1111 内線2406)

75歳以上の方および、一定の障害があると認定された65歳以上の方を対象とした医療保険制度です。被保険者には、茨城県後期高齢者医療広域連合から後期高齢者医療被保険者証(保険証)が交付されます。

後期高齢者医療被保険者証について

◆8月1日から保険証が新しくなります

保険証が届いたら、記載内容を確認してください。

新保険証…有効期間 8月1日(月)～9月30日(金)

旧保険証…有効期間 7月31日(日)まで

窓口での自己負担の割合は、1割(一般)または3割(現役並み所得者)です。1割(一般)の方で一定以上の所得がある場合は、10月1日(土)から自己負担割合が1割から2割になります。それに合わせて9月にも保険証を被保険者全員に送付します。

◆簡易書留で送付します

新しい保険証は、7月中旬から順次、簡易書留で配達を開始し、7月末までに完了します。保険証を受け取れず、不在連絡票が手元にある場合は、

7月31日(日)まで…土浦郵便局(城北町)で受け取り

8月2日(火)から…国保年金課窓口で受け取り

※受け取りの際は、運転免許証など本人確認ができるものを持参してください。

後期高齢者医療保険料について

◆保険料の計算方法

被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者ごとの所得に応じて負担する「所得割額」を合わせた金額です。1年間の保険料の上限額は66万円です。

均等割額 46,000円

+

所得割額 (総所得金額等－基礎控除額)×8.50%

◆保険料の軽減判定基準と割合

条件を満たす方には、保険料の軽減が適用されます。所得が低い方に対する均等割額の軽減は、下の表のとおりです。また、後期高齢者医療制度の加入前に被用者保険の被扶養者だった方は、加入後2年間に限り均等割額が5割軽減され、所得割額の負担はありません。※所得が低い方に対する軽減の対象となる場合は、軽減割合の高い方が優先されます。

令和4年度均等割額の軽減

被保険者と世帯主の総所得金額など	軽減割合	軽減後の均等割額
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	7割	13,800円
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)+「28万5千円×世帯の被保険者数」以下の世帯	5割	23,000円
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)+「52万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	2割	36,800円

◆新型コロナウイルス感染症に係る保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入・給与収入などが前年より10分の3以上減少した世帯に対して、後期高齢者医療保険料を免除または減額する特例制度があります。申請方法など、詳しくはお問い合わせください。

◆保険料の納め方

個人ごとに納付していただきます。保険料額決定通知書は、7月中旬に送付します。

特別徴収(年金からの天引き)

年金受給額が年額18万円以上の方は、年金から天引きとなります。ただし、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、年金支給額の2分の1を超える場合などは、特別徴収になりません。

特別徴収の徴収月

仮徴収	4月	令和4年2月の徴収額と同じ、もしくは前年度1年間の保険料の6分の1が、各月の徴収額となります。
	6月	
	8月	
本徴収	10月	令和3年中の所得に基づく年額の保険料から、仮徴収の額を差し引いた残額を3回に分けて納めていただきます。
	12月	
	2月	

普通徴収

特別徴収の対象とならない方は、市から送付される納付書で8期に分けて納めてください。

普通徴収の納期限

1期	令和4年8月1日	5期	令和4年11月30日
2期	令和4年8月31日	6期	令和4年12月26日
3期	令和4年9月30日	7期	令和5年1月31日
4期	令和4年10月31日	8期	令和5年2月28日